

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：総合環境政策局

施策名：（施策9）環境政策の基盤整備

施策体系：（目標9-1）環境基本計画の効率的実施

評価結果の概要

【達成の状況】

○第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。

【必要性】

○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。

【有効性】

○第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。

- ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
- ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
- ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること

○第三次環境基本計画の進捗状況について点検とその結果の閣議報告を行うことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

【効率性】

○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標（総合的環境指標）を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。

○インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。

【今後の展開】

○引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。

○引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。

○第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針に沿った取組を進める。

